

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
厨房油水分離槽清掃役務	第3号		
	作 成	令和 7 年 2 月 5 日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	古河駐屯地業務隊	

1. 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊古河駐屯地業務隊において実施する厨房油水分離槽清掃役務（以下“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001の1.2及びGLT-CG-Z500002の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

2. 役務に関する要求

2.1 役務内容

2.1.1 油水分離槽清掃

a) 分離槽内壁面の清掃（前方処理槽・中間処理槽・後方処理槽）

b) 分離槽内壁面及び底部の清掃（前方処理槽・中間処理槽・後方処理槽）

2.2 役務実施時期

表1に示すとおり。細部は相互調整による。

表1－実施時期

内 容 \ 時 期				
	6月	9月	12月	3月
油水分離槽清掃（壁面）		○		○
油水分離槽清掃（壁面及び底部）	○		○	

2.3 使用器材・機器

作業に使用する器材及び機器は、契約の相手方が準備するものとする。

2.4 役務場所

古河駐屯地糧食班北側

3. 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4. その他の指示

4.1 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1による。

4.2 官側の施設などへの立入り

官側の施設などへの立入りは、GLT-CG-Z500002の6.2による。

5. その他

その他は、次によるほか、GLT-CG-Z500002の箇条7による。

- a) 本役務で発生した梱包材及び産業廃棄物等は、契約の相手方において処分するものとする。
- b) 本役務に際し、駐屯地内の施設等に損傷を与えないように充分注意して施工するものとし、破損させた場合は、速やかに担当官及び駐屯地管理者に報告するものとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
厨房油水分離槽汚泥等収集運搬処理役務	第 4 号		
	作 成	令和 7 年 2 月 5 日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	古河駐屯地業務隊	

1. 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊古河駐屯地業務隊において実施する厨房油水分離槽汚泥等収集運搬処理役務（以下“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001の1.2及びGLT-CG-Z500002の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

2. 役務に関する要求

2.1 役務内容

2.1.1 油水分離槽汚泥等収集運搬処理(定量汲み取り)

油水分離槽蓄積残油（前方処理槽・中間処理槽・後方処理槽）の汲み取り、運搬及び最終処分
1回当たり汲み取り予定量：4 m³

2.1.2 油水分離槽汚泥等収集運搬処理(全量汲み取り)

油水分離槽蓄積残油（前方処理槽・中間処理槽・後方処理槽）の全量汲み取り、運搬及び最終処分

年間予定数量：16 m³

2.2 役務実施時期

表1に示すとおり。細部は相互調整による。

表 1－実施時期

時 期 内 容	6 月	9 月	1 2 月	3 月
油水分離槽汚泥等収集運搬処理 (定量汲み取り)		○		○
油水分離槽汚泥等収集運搬処理 (全量汲み取り)	○		○	

2.3 使用器材・機器

作業に使用する器材及び機器は、契約の相手方が準備するものとする。

2.4 役務場所

古河駐屯地糧食班北側

2.5 廃棄物処理基準

処理基準は、契約の相手方は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下、法という。）及び関係法令を遵守し、適正に処理する責任を負うものとする。

- a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理は、法第12条で定める産業廃棄物処理基準による。
- b) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）（以下、管理票という。）の処理は、法第12条3で定めるところによる。

3. 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4. その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、次の書類を作成し、提出するものとする。

- a) 産業廃棄物収集運搬許可書及び産業廃棄物処分業許可書の写しを契約担当官等に提出する。
- b) 契約の相手方は、産業廃棄物の各段階ごとの処理終了後、速やかに受領印を押印した管理票（B2・D・E）を作成し、契約担当官等へ提出するものとする。

4.2 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1による。

4.3 官側の施設などへの立入り

官側の施設などへの立入りは、GLT-CG-Z500002の6.2による。

5. その他

その他は、次によるほか、GLT-CG-Z500002の箇条7による。

- a) 本役務で発生した梱包材及び産業廃棄物等は、契約の相手方において処分するものとする。
- b) 本役務に際し、駐屯地内の施設等に損傷を与えないように充分注意して施工するものとし、破損させた場合は、速やかに担当官及び駐屯地管理者に報告するものとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
排水管清掃役務	第 5 号		
	作 成	令和 7 年 2 月 5 日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	古河駐屯地業務隊	

1. 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊古河駐屯地業務隊において実施する排水管清掃役務（以下“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001の1.2及びGLT-CG-Z500002の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

2. 役務に関する要求

2.1 役務内容

2.1.1 排水管清掃

a) 高圧洗浄による詰まりの除去

b) 配管内の清掃

2.2 役務実施時期

表1に示すとおり。細部は相互調整による。

表1－実施時期

内 容 \ 時 期	時 期			
	6 月	9 月	1 2 月	3 月
排水管清掃	○		○	

2.3 使用器材・機器

作業に使用する器材及び機器は、契約の相手方が準備するものとする。

2.4 役務場所

古河駐屯地糧食班内。細部担当者より示す。

3. 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4. その他の指示

4.1 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1による。

4.2 官側の施設などへの立入り

官側の施設などへの立入りは、GLT-CG-Z500002の6.2による。

5. その他

その他は、次によるほか、GLT-CG-Z500002の箇条7による。

- a) 本役務で発生した梱包材及び産業廃棄物等は、契約の相手方において処分するものとする。
- b) 本役務に際し、駐屯地内の施設等に損傷を与えないように充分注意して施工するものとし、破損させた場合は、速やかに担当官及び駐屯地管理者に報告するものとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。